

# 5

## eラーニングと著作権<sup>☆1</sup>

尾崎史郎 ● (独)メディア教育開発センター研究開発部

インターネット等のIT技術の進展に伴い、eラーニングをはじめとするICTを活用した教育が推進されている。教育においては、さまざまな著作物が利用されているが、従来の対面型授業とeラーニングでは、著作権法上の取扱いが大きく異なっている。そのため、著作権に関するトラブルが生じることがないように、eラーニングに携わる者が知っておかなければならない著作権の基礎知識について概説するとともに、eラーニングのための権利制限の必要性について論じる。

### 著作権の基礎知識

#### ■ 著作物とは

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法第2条第1項第1号。以下2条1項1号のように記す)である。高度の創作性や、芸術的・学問的・経済的な価値は要求されないため、作成した人の考えや気持ちをその人なりに表現したものであれば著作物となり得る。教育においては、論文、小説、詩歌、音楽、絵画、地図、写真、映画、コンピュータ・プログラム等さまざまなものが使用されるが、これらの多くは著作物に該当すると考えられる。

また、編集物やデータベースも、その中に含まれる素材の選び方や並べ方に創作性があれば、個々の素材とは別に著作物として保護される。

なお、著作権法は「創作的に表現したものを」を保護するものであり、データや事実、考え方(アイデア)を保護するものではない。そのため、学術的に価値のあるデータや、画期的な学説であっても、それ自体は著作権法に

よる保護の対象ではない(データをまとめた図表や学説を解説した文章は、その表現に創作性があれば著作物になり得るが、データや学説が保護されるものではない)<sup>☆2</sup>。

#### ■ 著作者

著作者とは、「著作物を創作した者」(2条1項2号)である。そのため、委託制作された著作物の場合、委託者が経費を負担していたとしても、実際に著作物を創作した受託者側が著作者となる。

また、著作物の創作は人間が行う行為であり、実際に創作行為を行った自然人が著作者となるのが原則だが、著作権法では、以下の要件をすべて満たす場合は、法人が著作者となることとされている(15条)。

- ① 法人の発意に基づき作成される
- ② 法人の業務に従事する者が作成する
- ③ 職務上作成する
- ④ 法人の著作名義で公表される
- ⑤ 契約などに従事する者を著作者とする定めがない  
(プログラムの場合は④の要件は不要)

なお、法人が著作者となる場合は、著作権法上のすべての権利は法人が有し、創作に携わった個人は著作権法上の権利を有さないことになる。この点は、発明者はあくまで自然人とする特許法と大きく異なっている。

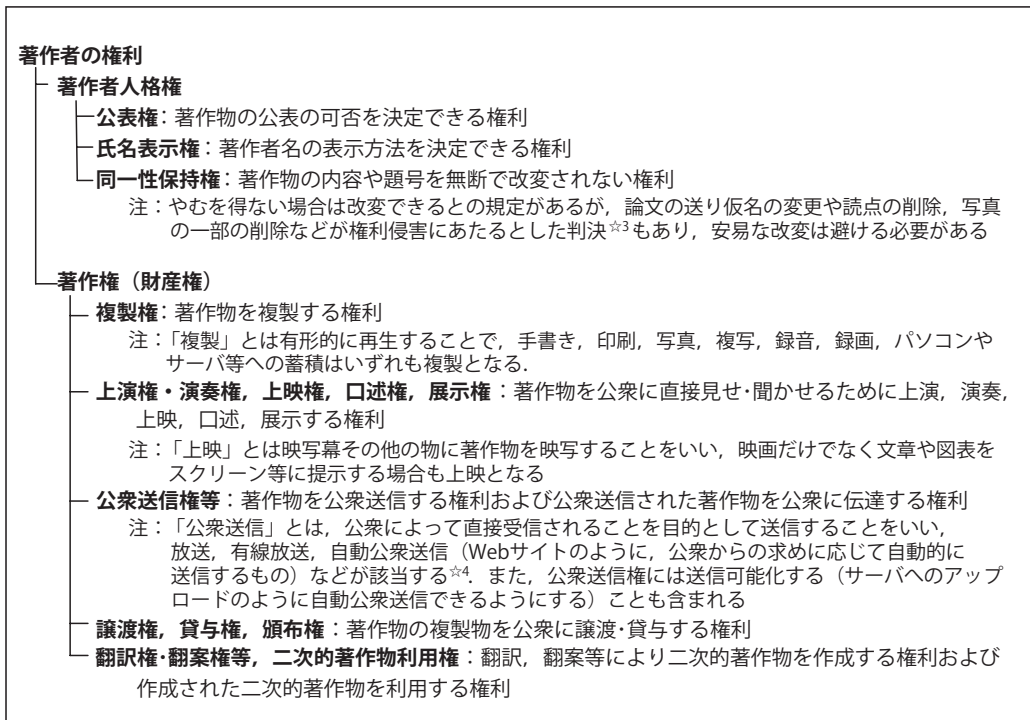
#### ■ 著作者の権利

著作者は、自ら創作した著作物に関して、表-1に示す権利を有する。これらの権利のうち、財産的な権利である著作権は譲渡することができるが、人格的な権利である著作者人格権は譲渡することはできない。

なお、著作権法でいう「公衆」には「特定かつ多数の者を含む」こととされている(2条5項)ため、不特定の者を対

☆1 本記事の著作権は著者に帰属します。

☆2 「SMAPインタビュー記事」事件(東京地裁平成10年10月29日判決(判例時報1658号166頁))では、客観的な事実を素材としても、文章表現に創作性が認められ、作成者の思想、感情が表現されていれば著作物に該当するとしている。なお、「京都大学博士論文」事件(知財高裁平成17年5月25日判決(裁判所Webサイト))では、「実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである」としている。また、学説や思想それ自体は著作権法の保護の対象外であるとしたものとしては、「日本の名著・三浦梅園」事件(東京地裁昭和59年4月23日判決(判例タイムズ536号440頁))、「中国塩政史」事件(東京地裁平成4年12月16日判決(判例時報1472号130頁))などがある。



■表-1 著作者の権利

象とする場合だけでなく、特定の学校の特定のクラスの生徒を対象とする場合であっても、生徒が多数となる場合には著作権法上の「公衆」に該当する。そのため、授業において多数の生徒に見せるために著作物をスクリーン等に映し出す場合は上映権が、多数の生徒が自宅からアクセスできるようにサーバに著作物をアップロードする場合は公衆送信権が働き得ることになる<sup>☆5</sup>。

また、著作者人格権は一身専属の権利であり、著作者が死亡すれば権利は消滅する<sup>☆6</sup>が、著作権は、原則として、著作物の創作時から著作者の死後50年（無名・変名、団体名義の著作物は公表後50年、映画の著作物は公表後70年）まで保護されている<sup>☆7</sup>。

## ■著作隣接権

著作権法では、実演、レコード（音を固定したもの）、放送および有線放送についても、著作物に準じた保護を行っている。保護の内容は著作物より若干薄いですが、実演、

レコード、放送等を複製したり、送信可能化（サーバへのアップロードなど）したりする場合は、実演家、レコード製作者（音を録音した者）、放送事業者等の許諾が必要とされている。なお、保護期間は実演等を行ってから（レコードの場合は発行後）50年までとなっている。

## ■権利制限

著作物を利用する場合は許諾を得るのが原則だが、一定の条件を満たす場合には、権利者の許諾なしに著作物を利用することができることとされている。これは権利制限と呼ばれ、30条から50条に關係の規定があるが、教育に關係深いものとしては次のものがある。

### 教育機関における複製(35条1項)

授業の教材として著作物を複製することを認めるもので以下の条件を満たす必要がある。

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業担当教員または授業を受ける者が複製すること

☆3 論文の送り仮名の変更、読点の削除等が同一性保持権の侵害にあたるものとして「法政大学懸賞論文」事件（東京高裁平成3年12月19日判決（判例時報1422号123頁））、写真の一部の切除や写真に文字を重ねたことが同一性保持権の侵害にあたるものとして「イルカ写真」事件（東京地裁平成11年3月26日判決（判例時報1694号142頁））がある。

☆4 ポイント・ツー・ポイントの送信のような特定少数の者への送信は公衆送信ではない。また、同一構内（同一の者の占有区域に限る）のプログラム以外の送信については公衆送信から除かれている（2条1項7号の2カッコ書き）。

☆5 何人以上であれば公衆となるかは著作権法に明記されていないが、集合住宅向けの録画装置に関する事案で、集合住宅の24戸以上の入居者が使用者となる場合について、その入居者への送信は公衆送信に該当するとして判例がある（大阪高裁平成19年6月14日判決「選撮見録」事件（裁判所Webサイト））。

☆6 ただし、著作者の死後も、原則として、著作者が生存していたならば著作者人格権の侵害となるような行為を行ってはならないこととされている。

☆7 写真、映画、外国の著作物などの保護期間については例外があるので注意が必要。

- ③本人の授業で使用すること
- ④授業で必要とする限度内であること
- ⑤すでに公表された著作物であること
- ⑥著作物の種類・用途、複製の部数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害さないこと
- ⑦慣行があるときは出所の明示をすること

この規定に基づき作成した複製物を授業を受ける者に譲渡することもできる(47条の4)。なお、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものやパソコンソフトの複製は、著作権者の利益を不当に害するとして認められない。また、この規定はあくまで授業で使用するための複製を認めるものであり、教育・研究のためであれば複製できるというものではない。

#### 教育機関における公衆送信(35条2項)

対面授業の同時中継のための著作物の公衆送信(送信可能化を含む)を認めるもので以下の条件を満たす必要がある。

- ①営利を目的としない教育機関であること
- ②主会場(対面授業を行っているところ)がある授業形態であること
- ③別の場所で授業を受ける者のみへの送信であること
- ④送信は「同時中継」であること
- ⑤主会場で配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- ⑥すでに公表された著作物であること
- ⑦著作物の種類・用途、公衆送信の態様に照らして著作権者の利益を不当に害さないこと
- ⑧慣行があるときは出所の明示をすること

なお、この規定により公衆送信できるのは、対面授業の同時中継であり、サーバ蓄積型のeラーニングには適用できない。

#### 営利を目的としない上映等(38条1項)

非営利・無料・無報酬の著作物の上演、演奏、上映、口述を認めるもので以下の条件を満たす必要がある。

- ①すでに公表された著作物であること
- ②営利を目的としないこと
- ③聴衆・観衆から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ④演奏や演じる者に報酬が支払われないこと
- ⑤慣行があるときは出所の明示をすること

なお、この規定は、上演、演奏、上映、口述することを認めるものであり、上映等のために複製することや、公衆送信することまで認めるものではない。

#### 引用(32条1項)

論文を執筆する際に自説の裏付けのために他人の論文の一部を取り込むなど、著作物を引用して利用することを認めるもので以下の条件を満たす必要がある。

- ①すでに公表された著作物であること

- ②公正な慣行に合致すること(引用を行う必然性があり、引用部分が明瞭に区別できることが必要)
- ③報道、批評、研究など引用の目的上正当な範囲内であること(自らの著作部分が「主」で引用部分は「従」であることが必要)
- ④出所の明示をすること

判例においては、適法な引用というためには、「主従関係」と「明瞭区別性」(引用部分が明瞭に区別できることが必要)<sup>☆8</sup>とされ、「主従関係」については、引用の目的、両著作物の性質、内容、分量、採録の方法、態様などに基づいて、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないことが必要とされている<sup>☆9</sup>。なお、出所の明示さえあれば引用できると誤解している者もいるが、出所の明示は条件の1つであり、他の条件のいずれかを満たしていない場合は、著作権者の許諾が必要となる。また、引用については、「引用して利用することができる」との規定となっており、複製だけでなく、引用して上映や公衆送信することもできる。

上記のほか、私的に使用するための複製を認める規定(30条1項)、試験問題としての複製等を認める規定(36条1項)、非営利・無料での映画以外の著作物の貸与を認める規定(38条4項)などがあるが、いずれも条件が定められており、利用にあたっては条件を満たすかよく確認する必要がある。

なお、著作権の権利制限は著作隣接権にも準用されており、著作物を著作権者の許諾なしに利用できる場合であれば、実演、レコード、放送および有線放送も、原則として、著作隣接権者の許諾なしに利用することができる。

## eラーニングと著作権

### ■対面授業とeラーニングとの著作権法上の相違

学校の教室で対面授業を行う際に、教材としてさまざまな著作物をコピーして生徒に配布したり、提示したりすることと、著作物を組み込んだ教材をサーバに蓄積し、生徒が自宅からアクセスできるようにすることでは、アクセスできる者がIDやパスワード等で厳格に管理されていれば、実態はあまり相違がないように思えるが、著作権法上の扱いは大きく異なっている。

☆8 最高裁昭和55年3月28日判決「パロディ・モンターージュ写真」事件(判例時報967号45頁)参照。

☆9 東京高裁昭和60年10月17日判決「藤田嗣治絵画複製」事件(判例時報1176号33頁)参照。



	著作物の利用 態様	著作権法上 の評価	対応する権利制限
対面授業	資料のコピー、 配布	複製、譲渡	35条1項、47条 4項
	音楽CDの再生	演奏	
	スクリーンへ の提示	上映	38条1項
	詩の朗読	口述	
eラーニング	資料のサーバ への蓄積	複製、送信 可能化	送信可能化、公衆 送信は権利制限 なし
	生徒への配信	公衆送信	

■表-2 対面授業とeラーニングと著作権法上の取扱いの相違(概要)

上記表のとおり、対面授業における教材のコピー、配布や著作物の提示は、著作権法上「複製」「譲渡」「演奏」「上映」「口述」等に該当するが、これらの行為は35条1項などにより一定範囲内で著作権者の許諾なしに利用することが認められている。しかし、eラーニングの場合は、「送信可能化」「公衆送信」に該当するため<sup>☆10</sup>、対面授業の同時中継を除き、授業のためであっても著作権者の許諾なしに行うことは認められていない。そのため、対面授業では利用できる著作物であっても、著作権者の許諾なしには、原則として、サーバ蓄積型のeラーニングでは利用できないこととなる<sup>☆11</sup>。

### ■ eラーニングのための権利制限の必要性

eラーニングは学習者が任意の場所や時間帯で学習でき高い教育的効果を期待できるが、対面授業であれば著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合であっても、eラーニングの場合は著作権者の許諾が必要となる場合が多い。許諾を得るためには著作権者とその連絡先を調べる必要があるが、相当の時間を要することもある。また、著作権者に利用の許諾を求めたものの回答がなく利用を断念するケースも少なくない。教育には多様な著作物が使用されるが、権利処理に労力を要することも多く、このことがeラーニングが普及しない理由の1つとなっている。そのため、eラーニング関係者からはeラーニングに対応した新たな権利制限規定を設けてほしいとの声が上がっている。

☆10 利用者が特定少数の場合および同一構内での利用のみの場合は「送信可能化」「公衆送信」には該当しない(脚注☆4参照)。

☆11 32条1項(引用)に該当する場合は許諾なしに行うことが可能となるが、主従関係等の判断に迷う場合も多い。

☆12 アメリカおよびドイツの著作権法改正に関しては、作花文雄「遠隔教育の振興のための著作権制度上の課題」、横山久芳「教育機関における著作物の公衆送信とその権利制限規定のあり方についてードイツ著作権法の紹介を中心としてー」(いずれも「ICT活用教育における著作権上の課題と対応」(メディア教育開発センター 平成19年3月)同センターのWebサイト([http://www.nime.ac.jp/tyosakuken/pdf/0703\\_houkokusyo\\_all.pdf](http://www.nime.ac.jp/tyosakuken/pdf/0703_houkokusyo_all.pdf))に掲載)が参考になる。

☆13 [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku\\_text.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku_text.pdf)

eラーニングに対応した権利制限については諸外国でも規定の整備が進みつつあり、アメリカでは2002年に著作権法が改正され、デジタル送信の場合は受信者が送信内容を保存・拡散することを防止し得る技術的な措置を講じることなどの条件を課した上で、遠隔教育のための著作物の送信を認めている(アメリカ著作権法110条(2))。また、ドイツでは、2003年に著作権法が改正され、著作権者への補償金の支払いなどの条件を課した上で、教育・研究目的での著作物の送信を認めている(ドイツ著作権法52条a)<sup>☆12</sup>。

我が国でも平成17年度に文化審議会著作権分科会でeラーニングのための権利制限について検討されたが、著作権者の利益に悪影響を及ぼすのではないかなどの意見もあり、「著作権の保護とのバランスに十分配慮するため、いかに要件を限定しつつ、eラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきかなどについて、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提案を待って、検討することが適当である」(平成18年1月12日同分科会報告書34頁)とされている。著作権の保護とのバランスを図るための措置としては、アメリカのように技術的手段を課す方法、ドイツのように補償金を課す方法等さまざまなものがあり得るところであり、我が国の場合どのような方法が適切かについて検討する必要があるが、その検討はほとんど行われていないのが現状である。eラーニングを推進するためには、どのような権利制限が必要か早急に検討し、意見をとりまとめ、教育関係者の総意として、審議会に対し具体的な提案を行うことが望まれる。

## おわりに

大学をはじめとする教育機関で、eラーニングをはじめとするICT活用教育が進められつつあるが、関係者の中には著作権に関する知識が十分でない者も見受けられる。著作物の不適切な取扱いは、国民の教育に対する信頼を損なうことになるため、教育に携わる以上、著作権に関する知識は身につけるようにしていただきたい。

なお、本稿ではスペースの関係もあり基本的な説明にとどまっているが、著作権についてさらにお知りになりたい方は、文化庁のWebサイトに掲載されている著作権テキスト<sup>☆13</sup>などをご覧ください。

(平成20年7月31日受付)

### 尾崎史郎

(独)メディア教育開発センター研究開発部教授。島根大学卒業後、ソフトウェア会社などを経て文部省入省。文化庁著作権課マルチメディア著作権室長(平成11～15年)などの後、平成17年より現職。研究分野：教育活動における著作権。